

## 会 議 録（議事終了までの抜粋）

会議の名称		平成30年度磐田市防災会議		
開催日時		平成31年3月22日（金） 開会：午後1時30分 閉会：午後2時07分		
開催場所		磐田市役所 西庁舎 301～303会議室		
出席者	委員	渡部修会長、高田眞治委員、田中里佳委員（代理 三浦弘禎）、大石勝彦委員、松浦賢実委員（代理 太田勝）、勝山明彦委員、松本智加良委員（代理 片田哲利）、鈴木宏哉委員（代理 鈴木規嗣）、村松啓至委員、井口光芳委員、矢部宏明委員、松木一彦委員、片山義生委員（代理 青木智徳）、中村賢一委員、松浦明委員、石田浩委員、岡本三男委員（代理 那須田篤）、梅原潤一委員、村上勇夫委員、高木昭三委員（代理 鈴木隆之）、川崎知哉委員（代理 山下和記）、山口悦男委員、田村光子委員 以上23名 （欠席3名：本多崇委員、酒井博行委員、安間英雄委員）		
	事務局	防災戦略監、危機管理課担当		
公開・非公開の状況		公開	傍聴者数	5名
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 磐田市地域防災計画の修正について (2) 磐田市水防計画の変更について 4 報告事項 (1) 台風第24号及び大規模停電に係る本市の対応検証について  5 意見交換 6 閉 会		

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から「磐田市防災会議」を開会いたします。私は、本日の進行を務めます、危機管理課の鈴木雅文と申します。よろしくお願いいたします。着席して進行させていただきます。</p> <p>本防災会議も他の市の附属機関の会議と同様に原則公開とし、会議録につきましても、「磐田市情報公開条例」に基づき、公開とさせていただきます。また、傍聴の手続き等につきましては、「磐田市防災会議傍聴要領」のとおりとさせていただきます。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に沿って進めていきます。</p> <p>最初に、防災会議の会長であります磐田市長からご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん改めまして、こんにちは。年度末のしかもこんないい天気の中で、しかもこのようなお忙しい時間帯にご参集いただきまして、本当にありがとうございます。大事な会議ではあるのですが、毎回この会を開くときには、正直に実直に自分の今考えている、思っていることを申し上げるのですが、若干の計画の修正がある場合は、この防災会議を開かなければならないことになっている、これは制度上仕方がないのですが、ただ中身から見ると、皆さんから相当あちこちから異論があるような修正ではありませんので、このような中身で集まっていただくことに若干の躊躇がないわけでは個人的にはありませんが、是非そういう位置づけの高い、しかし、修正がある場合には皆さんに諮るということを前提にして、今回集まっていただきましたので、ご了解いただければと思います。</p> <p>また、あわせまして、2月1日に磐田市で不祥事が起こりまして、あちこちから、多方面にご心配やらそれからご指摘やらをいただきましたけども、本当に職員一同、信頼回復のために頑張っておりますので、ご支援を併せてよろしくお願いいたします。</p> <p>また、年度末というのは、うれしいこともたくさんありまして、事業が完了して、例えば建物で言えば落成するみたいなことがあちこち起こってくるわけですけども、今日も明日も明後日もそういう記念すべき事業が磐田市でもありまして、午前中は新たに新設することも園が竣工を迎えまして、皆さんでお祝いをいたしました。どうかあちこちの自治体がですね地方創生、あるいは生き残るために精いっぱい頑張っているわけですけども、安心安全の分野というのはいつ起こってもおかしくないといわれながら、警報等が出てもそのとおり動いていただける方の率が毎回少ないのもまた一方の事実であります。</p> <p>毎回職員を連れて被災地に行くんですけども、いまだに被災地では意識に勝る対策はなかったなあということをおっしゃいます。そういう意味では、今回は公の機関、あるいは民間の企業の皆さんでも、公といっても不思議ではない方にお集まりいただいていますので、何か今回の本題でないことでも、ざっくばらんにお聞きになりたいことがあればよろしくお願いいたします、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。ありがとうございます。</p>

	<p>ございました。</p> <p>事務局            ありがとうございます。</p> <p>                         続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りいたしました資料は「平成 30 年度磐田市防災会議次第」、資料 1－1「磐田市地域防災計画 修正案の概要」、資料 1－2「磐田市地域防災計画修正案 新旧対照表」、資料 2－1「磐田市水防計画書 変更案の概要」、資料 2－2「磐田市水防計画書変更案 新旧対照表」の 5 点です。</p> <p>                         本日、配布いたしました資料は、両面刷「平成 30 年度磐田市防災会議委員名簿」「席次表」、資料 3「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」、資料 4「台風第 24 号及び大規模停電に係る本市の対応検証について」の 3 点です。ご確認のうえ、不足がありましたらお知らせください。</p> <p>                         お手元の会議次第をご覧ください。この後の会議の進行は、3 議事としまして、「磐田市地域防災計画」の修正について 及び「磐田市水防計画書」の変更についてをご審議いただき、そのあと、4 報告事項としまして、「台風第 24 号及び大規模停電に係る本市の対応検証について」を説明いたします。</p> <p>                         続きまして、お手元の委員名簿をご覧ください。本日、委員名簿 15 番 日本通運株式会社浜松支店長の酒井委員、25 番 遠州漁協協同組合代表理事組合長の安間委員が都合により欠席される旨の連絡がありましたので報告いたします。なお、12 番 磐田市消防団団長の本多委員につきましては、少し遅れております。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>                         本日の会議の議長ですが、「磐田市防災会議運営要領」第 2 条の規定に基づき、会長であります磐田市長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、しばらく議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>                         初めに、会議録署名人の指名についてでございますが、「防災会議運営要領」の規定に基づきまして、静岡県西部地域局局長の大石勝彦委員及び遠州鉄道株式会社磐田営業所所長の石田浩委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>                         それでは、早速入らせていただきます。まず、(1)の「磐田市地域防災計画の修正について」、でございますが、事務局から説明させますのでよろしく願いします。</p>
事務局	<p>                         危機管理課の鈴木章文と申します。よろしく願いします。着座にて説明させていただきます。</p>

それでは、磐田市地域防災計画の修正につきまして、ご説明申し上げます。事前に資料を配布させていただいておりますので、主な修正点や追記した点を簡潔にご説明させていただきます。

資料1-1「磐田市地域防災計画 修正案の概要」をご覧ください。

この修正案の概要の3ページ、4ページは、項目ごとに地域防災計画の修正箇所とその要旨を記載したものになります。一番右側の「新旧対照表」欄に、資料1-2の「新旧対照表」の該当ページを記載していますので、こちらの新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。

今回、修正をするものは、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編の全編となります。

修正の主な内容は、「国の各種計画、推進施策等の修正に伴うもの」、「静岡県地域防災計画の修正に伴うもの」、「給水計画(給水活動)に関する修正」、などの4点です。

1の「国の各種計画、推進施策等の修正に伴うもの」につきましては、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴うもの、南海トラフ地震に関連する情報に対する対応を追加するもの、原子力災害対策指針の改正によるものです。

このうち、南海トラフ地震に関連する情報についてですが、平成29年11月、国は「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」ということから、東海地震のみに着目した地震予知情報等の発表は行わないこととされました。その一方で、南海トラフ地震の被害の甚大さを考慮して、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性が示されました。

本日お配りした資料3をご覧ください。資料3の「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」ですが、こちらは、国の中央防災会議の防災対応検討ワーキンググループが、防災対応のあり方をまとめた報告の概要になります。資料3の4ページをお願いします。防災対応を取るべきケースにつきましては、半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりこの3ケースに応じた対応を検討してきました。

まず、「半割れケース」とは、南海トラフの想定震源域内のプレートの片側、例えば、南海トラフ西側の高知県沖でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合、その東側の地域で、これに連動した、後発地震が7日以内に発生する頻度は、十数回に1回、通常の数倍程度の確率になるといわれています。

次に、右側の「一部割れケース」です。こちらは、南海トラフやその周辺でマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0以下の地震が発生した場合は、南海トラフの大規模地震の前震である可能性があり、後発地震が7日以内に発生する頻度は、数百回に1回、通常の数倍程度の確率になるといわれるものです。

最後の「ゆっくりすべりのケース」とは、ひずみ計などで、通常と異なる

ゆっくりすべりが観測された場合をいいます。

続いて5ページをご覧ください。それぞれのケースにおける対応です。半割れケースにおける防災対応ですが、最も警戒する期間を1週間とし、津波浸水想定区域内等で、地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、避難を開始するとしています。また、企業は、出火防止措置などの施設点検を確実に実施するほか、従業員の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置の実施が求められます。

6ページをご覧ください。一部割れケースにおいても、最も警戒する期間を1週間としています。こちらは、日頃からの地震への再確認をするなど「警戒レベルを上げる防災対応」が求められます。再確認の例として、避難場所や経路の確認、家具や設備の固定が挙げられます。

なお、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応につきましては、現在、国が今年度末を目途にガイドライン（案）の策定を進めています。本市では、2019年度に策定される予定の静岡県のガイドラインを基本として、2020年度中に地域防災計画の修正を行う予定です。今回の修正は、それまでの間の暫定的な防災対応について追記するものです。

続きまして、資料1-2「新旧対照表」地震・津波災害対策編17ページをお願いします。

「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）発表時の市が実施する防災対応等についての表をご覧ください。調査を開始した旨の臨時情報が発表された場合、市の体制は情報収集体制とし、次の段階である、地震発生の可能性が相対的に高まったとの臨時情報が発表された場合には、市の体制を事前配備体制として、市民への広報や防災上重要な施設等の点検など所要の措置を講ずるものとしています。

次に、静岡県地域防災計画の修正に伴うものです。修正案の概要1ページ新旧対照表では、一般災害対策編4ページ、5ページをご覧ください。

県において避難生活の手引きや避難所運営マニュアル、ペット飼育管理ガイドラインの策定、改訂が行われたことに伴う修正が、その主なものとなっています。

最後に、給水計画（給水活動）に関する修正です。  
修正案の概要2ページ 新旧対照表では、一般災害対策編8ページ及び地震・津波災害対策編22ページをご覧ください。昨年の台風24号による大規模停電により、簡易水道地域の一部が断水するという事態が発生し、南部中学校で給水活動を実施しましたが、これを教訓として、一般災害対策編、地震・津波災害対策編に簡易水道組合への協力等を追記し、組合との連携を強化するものです。

その他時点修正等に伴うものとして、必要箇所を修正しました。簡単です

	<p>が、主な修正点は以上となります。よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは、いま職員のほうから説明させていただきましたが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。概要版でも結構です。</p> <p>よろしいですか。停電に関する件はこのあと報告がございますので、そのときでも結構ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、委員の皆様にお諮りいたします。本修正案につきまして、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>全会一致。</p> <p>原案のとおり承認させていただくこととなりました。決定させていただきます。ありがとうございました。続きまして、「磐田市水防計画書の変更について」、事務局から説明をさせます。</p>
事務局	<p>引き続き、磐田市水防計画書の変更につきまして、ご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料2-1「磐田市水防計画書 変更案の概要」をご覧ください。</p> <p>この変更案の概要の3ページ、4ページには、資料2-2「新旧対照表」の該当ページを右側の欄に記載していますので、新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。</p> <p>変更の主な内容は、「水防法の改正に伴うもの」、「静岡県水防計画書との整合を図るもの」、「避難に関する記述の整理」などの4点になります。</p> <p>最初に、1の「水防法の改正に伴う変更」です。資料2-1「磐田市水防計画書 変更案の概要」の1ページをご覧ください。平成29年6月に改正された、浸水被害軽減地区の指定、大規模氾濫減災協議会の創設、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知、民間事業者等による水防活動の円滑化のこれら4点について、静岡県水防計画書と同様に変更するものです。</p> <p>2の「静岡県水防計画書との整合を図るもの」は、これまで第17章・その他の第3節に記載していた「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」を、章に引き上げ、第1節・洪水対応とするとともに、第2節に津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域に関する記述を記載し、静岡県水防計画書と整合を諮るものです。</p> <p>なお、津波災害警戒区域の指定状況につきましては、新旧対照表の10ページに記載のとおり、県内では伊豆市、東伊豆町、河津町の県内3市町のみとなっております。</p>

	<p>続いて変更案の概要2ページをご覧ください。3の「避難に関する記述の整理」ですが、これまで避難及び警戒区域の設定に関する事項は、地域防災計画の内容に準じたものとしていましたが、国土交通省が示す「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」や静岡県水防計画書を参考にして整理をするものです。</p> <p>4の「その他所要の変更」は、字句の修正など、必要な箇所の変更をしたものです。</p> <p>以上、簡単ではありますが、「磐田市水防計画書の変更について」説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>浜松河川国道事務所の河川副所長の三浦と申します。資料2-2の2ページ目のですね。4項の国土交通大臣（中部地方整備局浜松河川国道事務所長）の責任の（6）なんですけど、大規模氾濫減災協議会の設置があります。上のほうでは2で県の責任（12）都道府県大規模氾濫減災協議会の設置。これはどのように違うのですか。</p> <p>これは、磐田市の水防計画書なので、この（12）（6）というのは、磐田市さんが入られる大規模減災協議会がついて書かれていると思いますが、このふたつはどう違うのですか。（12）と（6）大規模氾濫減災協議会というのは。</p>
事務局	<p>これは、水防法の改正に伴うものでございますが、この大規模減災協議会につきましては、洪水予報河川と水位周知河川それぞれ国または県が管理している河川がございまして、それぞれの河川ごとにこういった協議会を設けることになっておりまして、それぞれ県の責任、また国の責任という項目の中にその旨を記載することで、県の水防計画書との整合を図るものです。特に磐田市うんぬんということではございませんので、ご了解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>同じ大規模減災氾濫協議会ということでよいですね。</p>
事務局	<p>そうですね。河川ごとでは違うとは思いますが、組織自体は変わると思うのですが</p>
委員	<p>広域的な大規模水害があったときに、国、県、市が連携して対応するという協議会だったはずなので、同じものなんですね。</p> <p>国の国交大臣の責任と県の責任が2つになってるのはなんでかなあと思ったので、同じ大規模減災協議会なので。</p> <p>既に静岡県さんが設置しましたよね。平成30年度に。ちょっと聞いたん</p>

<p>議 長</p>	<p>ですけども。</p> <p>まあ、わかっていると言っているとは思いますが、副所長さんは。一時が万事こんな風なんです。ですので、修正をこういうところで議論しなさいというのが国の方針ですから、私たちもやっていますが、一般的にですね、一般の方も入っているわけですよ。そうすると今みたいな議論を今こういうところでやろうとしたって、職員も国や県の指示通りにやっていることもあって、実際に有形無実というものもあるんですよ。ですので、現場が混乱するというのを申し上げておきます。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。いかがですか。</p> <p>ご質問等もないようでございますので、お諮りさせていただきたいと思えます。</p> <p>修正案が今示されましたけども、原案のとおりご承認させていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのとおりとさせていただきます。</p> <p>若干ですね、以上で議案は終わりなんですけど、なぜこういう話を議長として市長として申し上げたかということ、もう国から五月雨式にいろんなことが落ちてくるんですよ。県を通じて。そうすると、1700 ちょっとある市町村というのは現場が非常に混乱しています。ですので、こういうことをやって実態とあっているかということがままあります。そういうことを踏まえてのこういうところの会議ですので、今みたいなご質問があると非常につらいなあという所があるんですが、出来るだけ計画等はわかりやすくしないと現場が混乱する。そういうようなことを皆さん、委員の皆さんにご承知置き願って。実は、建設業協会の山口さんが今日来てくださっていますけども、やっぱりですね自分たちがいざ発災したときに、どっちいったらいいかよくご質問されますよね。そのぐらいいろんなことがございます。ですので、災害に強いまちというのは、現場に強いまちを作らなければいけない。ただ、平時には、こういうような法治国家ですから、修正があればそれに基づいて会議をやり、承認をいただく、こういうジレンマを抱えながら、実は全国の自治体がやっているとは私は代弁するつもりはありませんけども、そのような話を同僚の市長たちとよくいたします。ですので、現場に関係することは、遠慮なくご質問いただいたほうがよろしいかと思えます。</p> <p>いずれにいたしましてもですね、確率が高い南海トラフの対策をしなさい。いろんなことを言われます。簡単に言うと、警報が出たら逃げなさいということなんです。ところがそれをですね一言で言えば終わることなんですけど、いろんなことを言えば言うほどわかりにくくなっていく。ですので、8年前3.11が起きましたけれども、そのときに最大津波高磐田市は11キ</p>



口沿岸を抱えてますけども、約 12m ということが公表されました。内閣府から。しかし、11 キロ全部 12m、11.5m ではないですよ。浸水域になっていないところもある。ところが、そういうことをですね自分たちの領域でどんどんどんどん発信されると実は基礎自治体は非常に困るんですね。結果的には、それはと言っていくら説明しても、1 回入った情報というのは頭から抜けません。それはこれらを混在しながら、こういう 8 年、丸 8 年を迎えて、今修正があるものですから、皆さんにご協議をして、承認をいただいたということですので現場を抱えている我々、もしくは事業体の皆さんはですね、前回の 10 月の台風でも最大磐田市で 5 日間でしたけど、苦情が殺到しました。簡易水道組合からいうと、私たちは上水につなげてくださいますようお願いはしていますが、水道料金が安いものですからそれは困る。しかし、いったん 1 回停電があると水道組合の責任であるのに、市のほうに苦情が殺到する、中電さんに殺到するというこの実態がございます。ですので、いかにして情報を徹底するというのはなかなか至難の技ですけども、補足でみなさんに理解をしていただくために申し上げます。以上です。

それでは進行を事務局にいったん戻します。